

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第55号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(本庁)</p> <p>第4条 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（空港管理課に附置された空港調整室、<u>農業戦略課に附置された先端農業推進室及び農芸振興課に附置された浜名湖花博20周年記念事業推進室を含む。</u>）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。</p> <p>(局及び課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業推進室を附置し、その位置は、浜松市中央区中央1丁目とする。</u></p> <p>(局及び課の所掌事務)</p> <p>第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 経済産業部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">農業局</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>農芸振興課</td><td>(1)～(5) (略) <u>(6) 浜名湖花博20周年記念事業推進室に関すること。</u></td></tr></tbody></table>	局	課	所掌事務	(略)			農業局	(略)		農芸振興課	(1)～(5) (略) <u>(6) 浜名湖花博20周年記念事業推進室に関すること。</u>	<p>(本庁)</p> <p>第4条 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（空港管理課に附置された空港調整室<u>及び農業戦略課に附置された先端農業推進室を含む。</u>）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。</p> <p>(局及び課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(局及び課の所掌事務)</p> <p>第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 経済産業部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">農業局</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>農芸振興課</td><td>(1)～(5) (略)</td></tr></tbody></table>	局	課	所掌事務	(略)			農業局	(略)		農芸振興課	(1)～(5) (略)
局	課	所掌事務																					
(略)																							
農業局	(略)																						
	農芸振興課	(1)～(5) (略) <u>(6) 浜名湖花博20周年記念事業推進室に関すること。</u>																					
局	課	所掌事務																					
(略)																							
農業局	(略)																						
	農芸振興課	(1)～(5) (略)																					

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第10条第6項に規定する浜名湖花博20周年記念事業推進室は、浜名湖花博20周年記念事業の開催に関する事務を処理する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(本庁の参事等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 浜名湖花博20周年記念事業推進室に浜名湖花博20周年記念事業推進室長を置き、その職務は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督することとする。</u></p> <p>7・8 (略)</p>		(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(本庁の参事等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>		(略)	(略)	
	(略)								
(略)									
	(略)								
(略)									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。